

一般社団法人日本側彎症学会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会の定款（以下「定款」という。）第6条以下に規定する会員の制度等について定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 定款第7条の入会申込みの手続は、次のとおりとする。

2 会員になろうとする者は、入会申請書に、所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本学会事務局に提出しなければならない。ただし入会金は徴収しない。なお、申込書の提出は本学会の運用するウェブサイトの会員システム上で行うことができるものとする。

3 理事会が入会を承認しなかったときは、提出された当該年度の会費は、これを返還する。

4 単年度会員（非医師）は、入会申込時に正会員（非医師も含む）1名の推薦を必要とする。正会員（非医師）は、入会申込時に評議員1名の推薦及び、略歴、業績目録を必要とする。正会員（非医師）の入会の可否は理事会の審議を経て決定される。単年度会員（非医師）の継続は3年までとし、その間は毎年学術集会に参加することを要する。3年以内に正会員になれなかった場合には継続は一旦中止とし、新たな入会申請を要する。

(権利義務)

第3条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 会員の権利義務に関する事項は、定款に定めるほか、次のとおりとする。

(1) Journal of Spine Research日本側彎症学会特集号を受けとることができる。

(2) 会員総会への参加ができる。ただし、会員総会において正会員以外の者が議決権を行使することはできない。

(3) 別に定める会費を納めなければならない。

(4) 会員総会の決議を遵守しなければならない。

(5) 住所、氏名、機関誌送付先に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。

(6) その他定款及び規則等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

(退 会)

第4条 退会しようとする者は、所定の退会届（様式○）を学会事務局へ提出し、やむを得ない事由があるときを除き、理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第5条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(規則の変更)

第6条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規則は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この改正規則は、令和6年11月10日から施行する。

[様式〇] - 1

受理	
承認	
入会年	

入会申込書 (賛助会員用)

会社名	
団体名	
代表者名	
業種	
住所	
連絡先	TEL FAX E-mail
担当者名	所属部課 氏名
年会費	(一口 50、000円以上) 口 円
会費納入方法	1.銀行振込 2.郵便振替

令和 年 月 日

申込者署名

印

上記の者を一般社団法人日本側彎症学会の賛助会員に推薦します。

推薦者（理事）署名 _____ 印

令和 年 月 日

一般社団法人日本側彎症学会 理事長殿

住所：

会員氏名

印

会員退会届

下記の理由により、退会届を提出します。

記

[理由記入欄]

—
令和 年 月 日

一般社団法人日本側彎症学会 理事長殿

住所：

代表者名

印

賛助会員退会届

下記の理由により、退会届を提出します。

記

[理由記入欄]
